

定款施行規則

(公社) 富山県鍼灸マッサージ師会

第1章 総則

(目的及び変更)

第1条 この規則は、公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会（以下「本会」という。）の定款に基づく事業運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入退会に関する事項

(入会)

第2条 本会に入会しようとする者は定款第6条の規定に基づき、理事会で定める様式の入会申込書を、支部長を経て会長に提出するか、又は直接会長に提出し理事会の承認を受けた後、入会に必要な書類に入会金・会費等を添え入会するものとする。

2 入会后、前項の入会申込書事項に変更を生じた時は速やかにその旨を、支部長を経て会長に届け出るか、又は直接会長に届け出なければならない。

(退会)

第3条 会員が退会しようとする時は、理事会で定める様式の退会届を、支部長を経て会長に提出するか、又は直接会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第3章 会員総会に関する事項

(開催予告)

第4条 定時会員総会及び臨時会員総会を招集するには、会員に対し会議の目的である事項及び招集の事由と日時及び場所を示して、開催の日の15日までに文書をもって通知するものである。

(委任)

第5条 会員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として決議権の行使を委任することができる。この場合は、委任状提出者は会員総会に出席したものとみなす。

第4章 理事会に関する事項

(開催)

第6条 理事会は、定時理事会として年4回開催するほか、会長が必要と認めた時又は理事が会議の目的たる事項を示して請求をした時に開催する。

(議長)

第7条 理事会の議長は、会長又は当該理事会に出席した理事の過半数の賛成を得た者がこれを務める。

(監事の出席)

第8条 監事は理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。

(書面決議等)

第9条 出席できない理事が書面を以って決議することや、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することはできない。

第5章 支部に関する事項

(支部)

第10条 会員の連絡体制として県内の、施術所の所在地、病院や医院又は介護施設等に勤務する者は本人の住所により、富山支部、魚津支部、滑川支部、黒部支部、中新川支部、高岡支部、氷見支部、射水支部、砺波支部に分割する。

- 2 前項の規定にかかわらず一部区域を隣接の他の支部に併合することができる。この場合、当該支部及び理事会の承認を得なければならない。

(支部長)

第11条 支部の代表として支部長を置くことができる。

- 2 支部長は支部において適任者を選任することができる。
- 3 支部の会員に移動等があった場合、本人の代理として支部長が会長に届け出ることができる
- 4 支部長は支部会員の会費を預かり、本人代理として本会へ納入することができる。
- 5 本会から会員へ緊急の連絡事項がある場合、会長の代理として支部長が他の会員へ連絡することができる。

第6章 会費に関する事項

(入会金)

第12条 本会の入会金は4万円とし、再入会は入会金はいらぬものとする。変更する場合は会員総会においてその額を決定する。

(会費)

第13条 本会の会費は年額24,000円の会費とする。変更する場合は会員総会においてその額を決定する。

- 2 会員総会の決議を経て、臨時に特別の会費を徴収することができる。
- 3 別途に、関係団体の会費を預かることができる。
- 4 新入会者の会費は月割計算(月2,000円)とする。
- 5 会員は、会費の支払いを11月末日までに行い1年以上履行しなかった時は定款第10条により会員資格を喪失する。

第7章 役員選任に関する事項

(目的)

第14条 この規定は、定款第21条に規定する理事及び監事の選出に関する事項を定めることを目的とする。

(選挙の管理)

第15条 本会に選挙管理委員会を置く。

(選任及び候補者)

第16条 役員を選任する時は、選挙管理委員会が選挙を執行する。

- 2 役員に立候補しようとする者は、役員選出に関する規定第6条により届け出ることをとする。
- 3 監事の会員外の候補者がなかった場合は、又は会員外候補者が信任投票の結果、不信任された場合、当該会員総会に他の会員外候補者がいないときは、後日すみやかに臨時総会を開き会員外監事を決めるものとする。

第8章 会長及び業務執行理事の選任に関する事項

(選挙の管理)

第17条 会長及び業務執行理事を選任する時は、当該理事会において会長及び業務執行理事に立候補しない者の中から若干名を選挙管理人として指名し選挙を行う。

(候補者及び選任)

第18条 会長及び業務執行理事に立候補しようとする者は、選挙管理人に申し出るものとする。但し会長候補者1名の時は信任投票を行い、不信任の場合は全出席理事を候補者とみなし選挙を行う。業務執行理事候補者が4名以上の時もこれに準ずる。

- 2 選挙は、会長については単記無記名投票とし、過半数に満たない場合は上位2名を持って決選投票を行う。業務執行理事については連記無記名投票とし、投票数の多い順に3名に達するまでの者を選任する。
- 3 立候補がない場合は、全出席理事を候補とみなす。

第9章 業務分担に関する事項

(業務の分担執行)

第19条 本会の業務は会長又は業務執行理事が総務、財務、事業その他の業務を執行する。また業務の円滑な運営を図る為、常置機関として各部を設けることができる。

(各部)

第20条 各部は次の通りとし、各部に部長及び副部長を置くことができる。

- (1) 総務部 定時会員総会等各種会議の案内と運営又、議事録管理と報告書管理
 - 2 ブロック会議、研修会等へ代表者派遣
 - 3 各部との連携を密にし、本会の円滑な運営と調整
 - 4 事務局管理運営
- (2) 財務部 事業計画に基づいた予算収支、決算収支の作成管理
 - 2 入会金、年会費及び事業収入の管理
 - 3 会運営に適した、効率的な資金運用
- (3) 事業部 一般県民への鍼灸マッサージの普及事業の運営
 - 2 スポーツ分野における鍼灸マッサージ普及事業の運営
 - 3 奉仕活動の実施公益目的事業の推進

- (4) 学術部 生涯研修の実施、学術技能研修の実施
 - 2 鍼灸マッサージの倫理及び技術の向上を図り、関係学会の研修への参加協力
- (5) 広報部 年2回の広報誌の作成
 - 2 ホームページの更新・管理による迅速な情報提供
- (6) 組織部 会員の増強、組織の強化、入退会の管理、会員名簿の作成
 - 2 青年部会員の相互研鑽、親睦交流

第10章 委員会に関する事項

(委員会)

第21条 本会に選挙管理委員会その他必要に応じ理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員には理事会において適任者を選任し、会長がこれを委嘱する。

第11章 事務局に関する事項

(事務局)

第22条 本会の事務を処理する為に事務局を設置し、所要の事務員を置くことができる。事務局管理は総務部とする。

第12章 顕彰に関する事項

(顕彰)

第23条 本会は、会員及び本会に関係する者のうち、特に功労著しい者については理事会又は会員総会の決議により顕彰することができる。

第13章 規定の改正

(改正)

第24条 この規定の改正は、理事会の承認を得て、会員総会において決議するものとする。

附則

この規定は公益社団法人設立の登記日から施行する。

平成26年5月11日 一部改正

平成27年5月17日 一部改正

慶弔見舞金に関する規定 (公社) 富山県鍼灸マッサージ師会

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会の会員等の慶弔見舞金の支給に関することを定める。

(定義)

第2条 この規定において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会員等とは、会員、会員外監事、顧問、相談役、参与及び事務員をいう。

(2) 慶弔見舞金は、古希お祝い、見舞金、香典、電報料、弔花代などとする

(慶事の支給)

第3条 慶事の支給は次に掲げるものとする。

(1) 会員等が70歳の古希のお祝いのとき、商品券1万円を支給する

(2) 会員等の申請を必要としない。

(弔事の支給)

第4条 弔事の支給は次に掲げるものとする。

(1) 会員の死亡には香典2万円、弔花、弔電を支給する。

(2) 会員の1親等及び、会員と同居の(義=養)父母が死亡の場合は、香典1万円弔花、弔電を支給する。

(3) 関連団体の個人や、本会に30年以上在籍し、本会の発展に貢献するなどした元会員が死亡した時は、理事会が必要と認めたものに香典1万円、弔花、弔電を支給することができる。

(見舞い事の支給)

第5条 見舞い事の支給は次に掲げるものとする。

(1) 会員等が病気又は事故等により、14日以上入院したときは1万円の見舞金を支給する。但し、同一疾患については1回限りとし同一会員等に対して3年以内に2回の支給は行わない。

(2) 会員等が火災或いは風水害等により、被害を被ったときは、見舞金1万円を上限として支給するものとする。

(その他)

第6条 慶弔見舞金を受けようとするときは、会員等若しくはその家族が申請する者とし支部長を経由して行う。尚、必要に応じて事実を証明する書類を添付又は掲示するものとする。

(改正)

第7条 この規定の改正は、理事会の承認を得て、会員総会において決議するものとする。

附則

この規定は公益社団法人設立の登記日から施行する

役員報酬等に関する規定 (公社)富山県鍼灸マッサージ師会

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会(以下「本会」という。)の定款第26条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事、監事をいう。
- (2) 役員は非常勤とする。
- (3) 報酬等とは認定法第5条第13号で定める職務遂行の対価とする。
- (4) 職務の遂行に伴い発生する費用(交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手当や雑費等は、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対し職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の額)

第4条 前条第1項の報酬の額は、役員1人につき次の通りとする。

- (1) 会長 年額 50,000円
- (2) 業務執行理事 年額 45,000円
- (3) 理事 年額 25,000円
- (4) 監事(会員外) 年額 50,000円
- (5) 監事(会員) 年額 30,000円

- 2 会議以外の実務労働を行った場合は、1日当たり1万円を支給する。但し、1人当たり年間15万円を上限とする。

(報酬の支給方法)

第5条 前条の報酬は全額を3月末に支給する。但し、役員が辞任し、解任されまたは死亡したときはその月までの分を月割計算し、千円未満については切り上げて支給する。

(費用)

第6条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第7条 この規定の改正は、理事会の承認を得て、会員総会において決議するものとする。

附則

この規定は公益社団法人設立の登記日から施行する。

平成26年5月11日 一部改正

出張旅費支給に関する規定 (公社)富山県鍼灸マッサージ師会

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会の職務を遂行する会員等に対して支給する旅費及び諸手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員等とは、会員、会員外監事、顧問、相談役、参与及び事務員をいう。
- (2) 旅費及び諸手当とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（鉄道賃、船賃、航空賃バス賃、タクシー賃、車賃、有料道路料金）、旅費（宿泊費を含む。）駐車料金、出張手当及び食費や雑費の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(旅費及び諸手当の支給)

第3条 会員等が本会の職務を遂行する時及び会議等（但し、会員総会を除く）に出席、又は本会の職務で旅行した場合は別表の基準により旅費及び諸手当を支給する。

(旅費及び諸手当の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その場によった経路及び方法によって計算する。

- 2 鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、タクシー賃、有料道路料金、宿泊料、駐車料金は実費とする。
- 3 出張手当は、1日当たりに別表の定額により支給する。
- 4 出張手当は、所要時間が半日程度の職務又は4時間以内の会議について、定額の2分の1に相当する額とする。
- 5 1項に関わらず、県内旅費は一律1,000円とする。

(旅費及び諸手当の支給方法)

第5条 本会は、会員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 旅費及び諸手当は、概算額を前渡しすることができる。前渡し金は、職務遂行後14日以内に、これを清算しなければならない。

(食事代)

第6条 食事代は所要時間が半日以上につき1食分2,000円を支給する。

(改正)

第7条 この規定の改正は、理事会の承認を得て、会員総会において決議するものとする。

附則

この規定は公益社団法人設立の登記日から施行する。

平成27年5月17日 一部改正

別表 旅費及び諸手当支給基準

区分	交通費			出張手当	
	鉄道費	船賃	車賃 1 [*] 区当たり	県外	県内
	特急	一等	25円	10,000円	10,000円

役員選出に関する規定

(公社) 富山県鍼灸マッサージ師会

第1章 総則に関する事項

第1条 この規定は、定款第21条にもとづいて下記のとおり定める。

第2章 選挙管理委員会に関する事項

第2条 本会は、理事、監事の選出にあたり選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員は、理事会で推薦し、選挙が予定される30日以前に会長が委嘱する。

2 委員の数は、4名とし、委員会の互選により委員長を選出する。

3 委員長は、選挙管理委員会の会務を総括する。

4 委員は、役員選挙に立候補すること及び、立候補者の推薦人となることはできない。

5 委員の任期は定款第24条に準ずる。

第4条 委員会は、会員に対して、選挙日の20日前に選挙の告示をする共に、選挙日の3日前までに立候補者の氏名及びその他必要事項を通知しなければならない。

第5条 委員会は、選挙に関する全ての事項について、管理運営をしなければならない。

第3章 役員立候補に関する事項

第6条 理事、監事に立候補する者は、選挙の告示日を含む3日後正午までに3名以上の推薦人名簿を添付し、書面により届け出なければならない。

第7条 立候補権者は、選挙の告示前日までの会員とする。

第8条 立候補者は、投票前までに所信表明し、推薦人の中1名に限り推薦の言葉を述べる事ができる。

第9条 役員選挙は総会において行うものとする。

第10条 投票権者は、第7条に準ずる。

第4章 選挙方法

第11条 投票は、選挙管理委員会の定める形式及び用紙を用いる。

第5章 開票及び当選に関する事項

第12条 開票は、委員会で行わなければならない。

第13条 当選者は、得票数の高点順位により決定するものとする。

2 定数下位同数得票者がある場合は、抽選によって決する。

3 開票時に、各候補者の推薦人のうち1名が立会うことにする。

第14条 役員当選後3ヶ月以内に欠員が生じたときは、それぞれの役員選挙にて次点者を以て当選者とする。

第15条 立候補者数が定数と同数の場合は、総会の決議によって当選とする。

第16条 立候補者が定数に満たない場合は、立候補者を総会の決議により当選とし、不足する役員を投票によって決める。この場合には、選挙当日に立候補を受け付け、当日選挙する。

第6章 規定の改正

第17条 この規定の改正は、理事会の承認を得て、会員総会において決議するものとする。

附則

この規定は公益社団法人設立の登記日から施行する。

平成26年5月11日 一部改正